



令和 8 年度施設整備補助事業

兵庫県福祉部高齢政策課
介護基盤整備班(高年施設担当)

令和 8 年度施設整備補助事業 目次 1

1 県が実施する施設整備の補助事業

- 高齢者福祉施設等施設整備費補助事業 P.1～6
- 介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 P.7～10
- 災害レッドゾーン・イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備 P.11
- 施設開設準備経費補助事業 P.12
- 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援 P.13～14
- (参考) 介護ロボット等の導入支援事業 P.15
- (参考) ICT等の導入支援事業 P.16

2 地域医療介護総合確保基金を活用した整備事業（市町補助）

- 目次 2

3 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

- 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業 P.44
- 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業 P.45
- 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 P.46～47
- 高齢者施設等の給水設備整備事業 P.48
- 高齢者施設等の水害対策強化事業 P.49～51
- 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 P.52

令和8年度施設整備補助事業 目次2

2 地域医療介護総合確保基金を活用した整備事業（市町補助）

- 地域密着型サービス等整備助成事業 P.18～19
- 介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 P.20～23
- 災害レッドゾーン・イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備 P.24～25
- 令和7年度からの追加事業 P.26
- 施設開設準備経費補助事業 P.27
- 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援 P.28～29
- 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点（通いの場等）における防災意識啓発の取組支援 P.30
- 定期借地権設定のための一時金の支援事業 P.31
- 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 P.32
- 特養及び併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援 P.33
- 介護施設等における看取り環境整備推進 P.34
- 共生型サービス事業所の整備推進 P.35
- 民有地マッチング事業 P.36
- 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業 P.37
- 高齢者施設の感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備 P.38～39
- 多床室の個室化に要する改修費 P.40～41
- 介護職員の宿舍施設整備 P.42

1 県が実施する施設整備費補助事業(令和8年度)

高齢者福祉施設等施設整備費補助事業

県が所管する広域型の高齢者福祉施設の整備に要する経費の補助（政令市・中核市所管施設は、政令市・中核市で実施）

1 施設整備の区分

整備区分	整備内容	対象施設(事業)
(1) 創設	新たに施設を整備すること。	特別養護老人ホーム(※1) 老人短期入所施設(※2) 養護老人ホーム(※3) 軽費老人ホーム(ケアハウス)(※1) 介護老人保健施設(※1)
(2) 増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	
(3) 増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることと もに移転又は現地建替により改築整備をすること。	特別養護老人ホーム(※1) 老人短期入所施設(※2) 養護老人ホーム(※3) 軽費老人ホーム(ケアハウス)(※1)
(4) 改築	移転又は現地建替により改築整備をすること。	

※1 補助対象施設は、介護保険法に基づく知事の指定又は許可を受けるものに限る。(定員29人以下のものは除く。)

※2 介護保険法に基づく知事の指定を受ける介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に併設されるものに限る。

※3 補助対象施設は、老人福祉法に基づく知事の認可を受ける、又は知事に届出を行うものに限る。(定員29人以下のものは除く。)

2 施設整備費補助基準額(創設(※1)・改築・増改築・増築)

1 施設の種別	2 設置主体	3 補助対象(※2)	4 補助基準額 (=補助単価×利用(増加)定員(※4))		
			整備施設規模(※3)	補助単価	
主体工事費	①特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	ユニット型	120床以上	2,832,000円	
			80床以上120床未満	3,332,000円	
			30床以上80床未満	3,832,000円	
		多床室(※4)	120床以上	1,698,000円	
			80床以上120床未満	1,999,000円	
			30床以上80床未満	2,298,000円	
	老人短期入所施設 (特養併設に限る)	ユニット型	120床以上	1,415,000円	
			80床以上120床未満	1,666,000円	
			30床以上80床未満	1,915,000円	
	②養護老人ホーム	市・町 社会福祉法人	個室	120床以上	2,499,000円
				80床以上120床未満	2,940,000円
				30床以上80床未満	3,381,000円
③軽費老人ホーム (ケアハウス)	市・町 医療法人 社会福祉法人	個室	120床以上	2,499,000円	
			80床以上120床未満	2,940,000円	
			30床以上80床未満	3,381,000円	
		多床室(2人部屋) ※床面積は1室あたり31.9 ㎡以上	120床以上	1,499,000円	
			80床以上120床未満	1,764,000円	
④介護老人保健施設 (創設に限る)	市・町 医療法人 社会福祉法人等	ユニット型	1施設 27,225,000円		

※1 既存建物の改修により新たに施設を整備する場合の補助単価は個別協議となるため事前協議が必要となる。

※2 補助対象施設は、介護保険法に基づく知事の指定若しくは許可を受けるもの又は老人福祉法に基づく知事の認可を受ける、若しくは知事に届出を行うものに限る。

※3 整備施設規模は、一の家屋(一体的に運営される併設家屋を含む。)において整備される①～③ごとの施設の種別の合計床数とする。(床数により異なる補助単価が設定されている施設種別に限る。)

※4 特別養護老人ホームの多床室(介護保険法に基づく知事の指定を受ける介護老人福祉施設又はその部分に限る。)に係る補助基準額の算出に用いる利用(増加)定員は、一の家屋(一体的に運営される併設家屋を含む。)において整備される、整備後の定員数(床数)合計の2分の1の定員数(床数)をその上限とする。

なお、整備後の定員数(床数)は、介護保険法に基づく知事の指定を受ける介護老人福祉施設の定員数(床数)をいう。

(整備施設規模の考え方)

整備施設規模は、一の家屋（一体的に運営される併設家屋を含む。）において整備される①～③ごとの施設の種別の合計床数（床数により異なる補助単価が設定されている施設種別に限る。）

【具体例】

(1) 特別養護老人ホーム（ユニット型）	100床	
特別養護老人ホーム（併設短期入所・ユニット型）	20床	合計120床

→ 整備施設規模 いずれも120床以上

※ 補助単価 特養：2,832千円、短期入所：1,415千円

(2) 特別養護老人ホーム（ユニット型）	80床	
ケアハウス（個室）	60床	合計140床

→ 整備施設規模 特別養護老人ホーム：80床以上120床未満

ケアハウス：30床以上80床未満

※ 補助単価 特養：3,332千円、ケアハウス：3,381千円

(3) 地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型）	20床	
特別養護老人ホーム（従来型個室）	30床	
特別養護老人ホーム（従来型多床室）	30床	
特別養護老人ホーム（併設短期入所・従来型個室）	20床	合計100床

→ 整備施設規模 80床以上120床未満（地密特養の定員数は含まない=80床）

※ 補助単価 特養（従来型多床室）：1,999千円

* 地密特養は地域介護拠点整備補助事業で対応、特養及び短期入所の従来型個室は補助なし



(特別養護老人ホームの多床室の補助の考え方)

特別養護老人ホームの多床室に係る補助基準額の算出に用いる利用(増加)定員は、一の家屋において整備される、**整備後の定員数(床数) 合計の2分の1の定員数(床数)が上限**

※ 整備後の定員数(床数)は、介護保険法に基づく知事の指定を受ける介護老人福祉施設の定員数(床数)

【具体例】

(1) 特別養護老人ホーム(ユニット型) 40床
特別養護老人ホーム(従来型多床室) 40床 合計80床

→ 補助対象床数 ユニット型：40床、従来型多床室：40床

(2) 特別養護老人ホーム(従来型個室) 30床
特別養護老人ホーム(従来型多床室) 40床 合計70床

→ 補助対象床数 従来型多床室：35床(特養70床の1/2が上限)

(3) 特別養護老人ホーム(従来型多床室) 30床
地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型) 20床

→ 補助対象床数 従来型多床室：15床(地密特養は算定不可(30床の1/2が上限))

(4) 特別養護老人ホーム(従来型個室) 30床→40床(増築)
特別養護老人ホーム(従来型多床室) 30床→50床(増築)

→ 補助対象床数 従来型多床室：15床

※ 整備後の特養の定員数の合計：90床(1/2の45床が上限)

→ 増築前の多床室30床との差(15床が補助対象)

(特別養護老人ホームを改築する際の留意点)

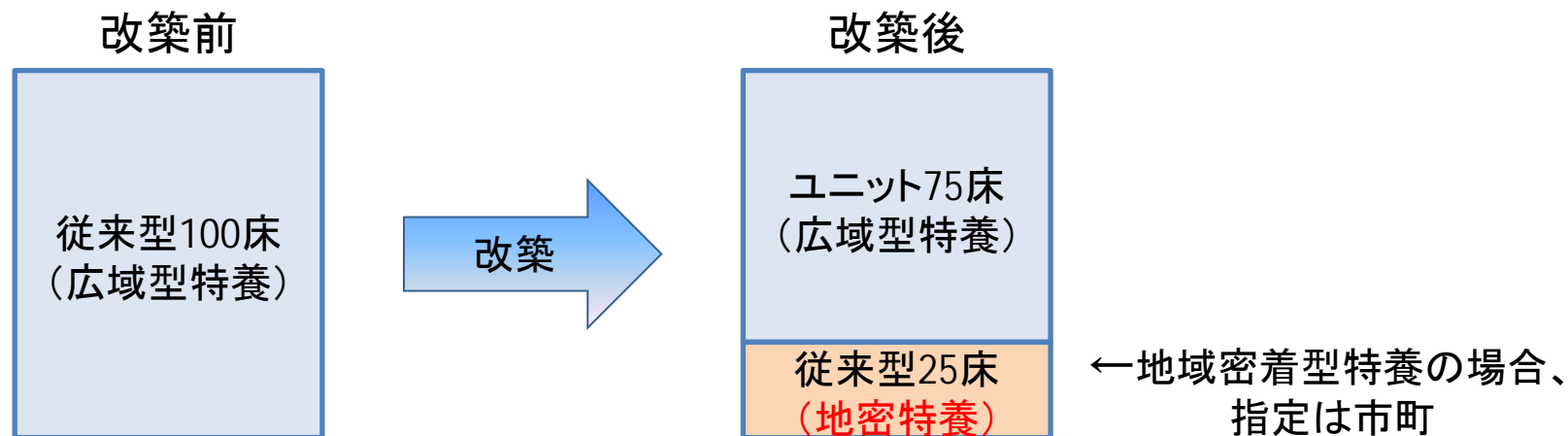
特別養護老人ホームは従来型とユニット型で、別々の施設として指定することが必要となります。

そのため、従来型もしくはユニット型で29床以下と場合はする場合は地域密着型特別養護老人ホームとなり、当補助金の対象外となります。

【具体例】

改築前：特別養護老人ホーム（従来型多床室）	100床		
改築後：特別養護老人ホーム（ユニット型）	75床		
特別養護老人ホーム（従来型多床室）	25床	合計	100床

- 改築後の従来型多床室 25床は、地密特養。
- ・整備施設規模 30床以上80床未満（地密特養の定員数は含まない）
 - ・補助対象床数 ユニット型：75床
(従来型多床室25床は対象外。地密特養の整備補助は地域介護拠点整備事業で実施（市町事業）)



(対象経費の考え方)

補助対象経費は、本体工事費と工事事務費が対象となり、対象経費は以下の表のとおり。

なお、共通仮設費や現場管理費等の間接工事費は、工事全体に係る経費であることから、対象経費と対象外経費で按分する必要がある。

工事事務費は、一般的に設計監理料が対象になってくるが、対象経費は本体工事費（補助対象経費部分）の2.6%が上限となる。

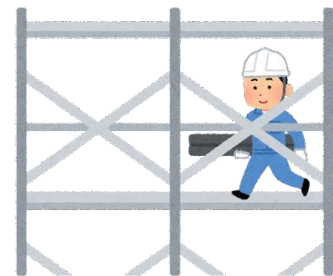
種 目		対 象 経 費
体主	本体工事費	施設整備に必要な工事費又は工事請負費(工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、下記対象外経費を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)
	本体工事事務費	

【対象外経費】

- (1) 土地の買収、及び整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)

- (3) 職員宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

※ 上記のほか、消費税や施設に付随するものではない備品も対象外として取り扱う。



介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備

「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、**介護施設等の新規整備を条件に行う、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造等）・耐震化について補助する。（県所管施設のみ）**

（新規整備する介護施設等）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

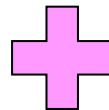
※ いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。

（補助要件等）

- 1の介護施設等の新規整備につき、1の広域型施設の大規模修繕・耐震化が対象。
- 新規整備する介護施設等と大規模修繕・耐震化する施設の場所は、同一敷地内や近隣に限定されない。
- 介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の整備主体は同一法人であること。
- 都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めること。介護施設等の創設と、広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。

（大規模修繕・耐震化する広域型施設）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム

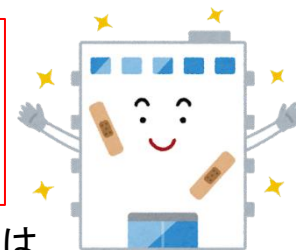


（補助単価）

1定員あたり

1,400千円

※ 政令市・中核市所管施設は市が補助



大規模修繕の定義

本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
①施設の一部改修	一定年数（おおむね10年、以下同じ）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
②施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
③施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
④避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
⑦消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
⑨施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
⑩その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

耐震化の定義

「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事をいう。

【耐震化の必要性の考え方】

国の管理運営要領には明確な基準が定められていないが、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する国土交通省の告示において、地震に対する安全性の指標は以下のとおり定められており、 I_s 値0.6未満、 I_w 値1.0未満の場合に耐震化の必要性があると判断できる。

○鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他

耐震構造指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
I_s 値が0.3未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
I_s 値が0.3以上0.6未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
I_s 値が0.6以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

○木造

耐震構造指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
I_w 値が0.7未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
I_w 値が0.7以上1.0未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
I_w 値が1.0以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。



(補助基準の考え方 (目安))

国の管理運営要領には明確な基準が定められていないため、厚生省社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（平成7年11月30日付け社援施第171号）」を参考とすると、以下のとおりとなる。

- (1) 原則として一施設の総事業費が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上。

$$\text{施設の延面積(基準面積)} \times 4,000\text{円}$$

ただし、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総事業費が100万円以上

- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
- (3) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。



災害レッドゾーン・イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備

災害対策のための移転建替の支援として、一定の条件の下で、災害レッドゾーン※1・災害イエローゾーン※2に立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替にかかる整備費を支援する。**(県所管施設のみ)**

※1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）

※2 a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等（浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。）

(a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域

(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

(対象となる施設等、補助単価)

施設種別	補助単価(千円)	単位
特別養護老人ホーム（併設のショートステイを含む） ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530	整備床数
介護老人保健施設、介護医療院	69,200	施設数
養護老人ホーム	2,960	整備床数

※ 政令市・中核市所管施設は市が補助

施設開設準備経費補助事業

介護施設等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費（人件費、職員募集経費、備品購入費等）について支援を行う。

- 新たに老人福祉法の認可又は介護保険法の指定（許可）を受ける定員30人以上の特別養護老人ホーム（併設の老人短期入所施設を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスに限る。）、養護老人ホーム、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるサービス付き高齢者向け住宅を含む）、訪問看護ステーション（大規模化やサテライト事業所の設置に限る。）（以下「対象施設」という。）を運営する法人（政令市・中核市所管を除く）
- 既存の対象施設の改築または定員を増加させる法人（施設整備を伴うものに限る。）
※政令市・中核市所在施設は、R3年度より政令市・中核市が補助の実施主体
- 既存の対象施設の大規模修繕の際に併せて介護ロボット・ICTの導入を行う法人

（補助基準額）

（1）創設、改築、増（改）築、増床
開設定員数 × 1,036千円（基準単価）

（2）訪問看護ステーション
施設あたり5,200千円（基準単価）

（3）大規模修繕時の介護ロボット・ICT化
開設定員数 × 5,200千円（基準単価）

※ 開設準備期間が複数年度にわたる場合前年度に交付した補助金の額（同一施設の開設準備に係るもの）を除いた額

（対象経費）

開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費

開設のための普及啓発経費

職員の募集経費

開設に当たっての周知・広報経費

開設準備事務経費

その他開設の準備に必要な経費（備品購入費等）

（補助対象期間）

開設前6か月

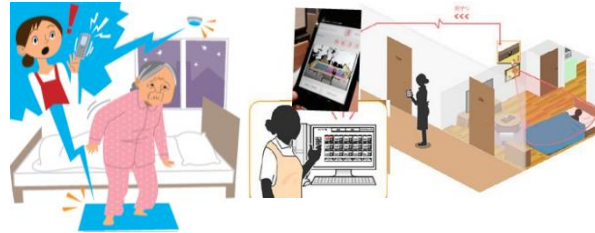
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援

介護現場の生産性向上を推進するため、**介護施設等の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造）の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を補助対象とする。**

（開設準備経費の補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）
- **大規模修繕時**

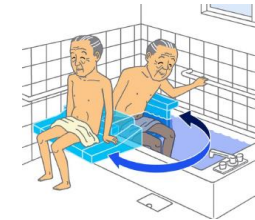
<例①：天井の内装改修や電気設備改造と見守りセンサー及びWi-Fi環境整備>



<例②：給排水設備の改造工事とロボット技術を用いた設置位置を調節可能なトイレ整備>



<例③：浴室の改修工事とロボット技術を用いた浴槽の出入り動作の支援機器整備>



（大規模修繕時の開設準備経費の補助単価）

（広域型）特養の例：1定員あたり 520千円

（補助要件等）

- 補助対象経費は、「介護業務における介護テクノロジー導入支援事業」において対象となっている機器等を導入するために必要な経費。
（なお、介護ロボット・ICT以外の設備整備、人材募集・研修に係る経費等は対象外。）
- 「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」と併せた補助実施も可能。
- 事業実施に当たっては、導入計画の策定・導入効果の報告が必要。（介護業務における介護テクノロジー導入支援事業を準用）

対象となる大規模修繕

対象となる大規模修繕は以下のとおり。整備補助を受ける・受けないは問わない。

	整備区分	整備内容
対象	①施設の一部改修	一定年数（おおむね10年、以下同じ）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
	②施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
対象	③施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
	④避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
	⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
	⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
	⑦消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地帯に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
	⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
	⑨施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
	⑩その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

※ 大規模修繕の事業費の規模は、原則として「施設の総事業費が「施設の延面積(基準面積) × 4,000円」以上（1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上）

* 厚生省社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（平成7年11月30日付け社援施第171号）」を参考。

介護ロボットとは

1. ロボットの定義とは、
 - 情報を感知 (センサー系)
 - 判断し (知能・制御系)
 - 動作する (駆動系)この3つの要素技術を有する、知能化した機械システム。
2. ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと呼んでいる。

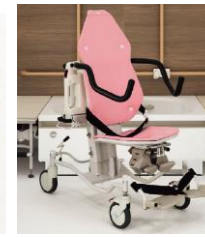
○装着型パワーアシスト (移乗支援)



○非装着型離床アシスト (移乗支援)



○入浴アシストキャリア (入浴支援)



○見守りセンサー (見守り)



対象経費

介護ロボット、ICT及びそれらの導入に付帯して必要となる経費

付帯して必要となる経費の例

- ・ 導入する介護ロボット・ICTを利用する際に必要なWi-Fi環境整備費 (配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
- ・ 導入する介護ロボット・ICTを利用する際に必要な情報端末の導入費 (PC、タブレット端末等)

導入計画の策定・導入効果の報告

1. 導入計画の策定
事業者は、介護従事者負担軽減のための介護ロボット・ICT導入等計画を作成。
※ 導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器等、③期待される効果等を記載
2. 導入効果の報告
導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。
例) 介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者 (利用者) の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容

【参考】ICT導入支援事業【地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）】

目的・・・介護事業所の業務効率化を通じて、訪問介護員等の負担軽減を図る。

対象・・・介護事業所（介護保険法に基づく全サービス）

<対象経費>

タブレット端末、スマートフォン等ハードウェア

ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）

ネットワーク機器の購入・設置

クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策

ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費 など

※ 介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、**対象となる期間は当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）**に限る

※ タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象（タブレット、インカムなどは対象、**パソコンやプリンターは対象外**）

※ ハードウェアを導入する際には、**一気通貫で行うことが前提**

<要件>

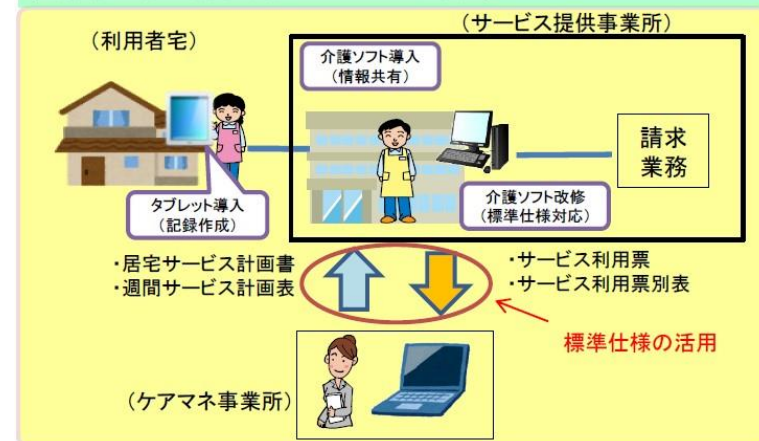
- 記録、情報共有、請求の各業務が**一気通貫**になる
- ケアマネ事業所とのデータ連携に**標準仕様**の活用
- LIFEによる情報収集に対応
- 導入事業所による他事業者からの照会対応
- 事業所による**導入効果報告** 等

<導入計画の作成、導入効果の報告・公表>

● 事業者は、①導入する意義・目的、②導入する機器等、③期待される効果、④LIFEの利用申請の有無、⑤データ連携の有無（有（予定を含む）の場合は、具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等）を盛り込んだICT導入計画を作成。

● 導入効果の報告・公表事業者は、導入年度及び導入翌年度に、厚生労働省に導入製品の内容や導入効果等を報告。

事業所内のICT化（タブレット導入等）により、介護記録作成、職員の情報共有～請求業務までが一気通貫に



<例 訪問介護サービスの場合>

2 地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備(市町事業)

対象事業

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

- ア 地域密着型サービス等整備助成事業
- イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業
- ウ 災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業
- エ 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業
- オ 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業
- カ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業
- キ 介護施設等の集約・再編支援事業

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

- ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業
- イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援
- ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

- ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業
- イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業
- ウ 介護施設等における看取り環境整備推進事業
- エ 共生型サービス事業所の整備推進事業

(5) 民有地マッチング事業

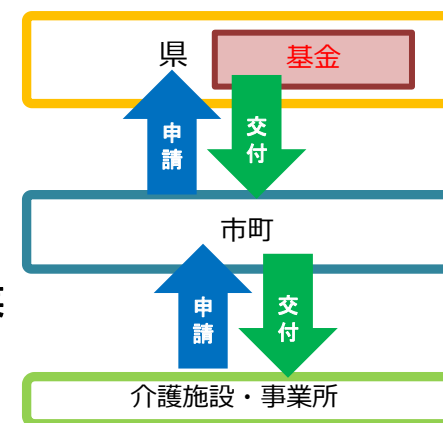
- ア 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援
- イ 整備候補地等の確保支援
- ウ 地域連携コーディネーターの配置支援

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

- ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業
- イ 高齢者施設の感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備
- ウ 多床室の個室化に要する改修費

(7) 介護職員の宿舍施設整備事業

■ 補助の流れ



地域密着型サービス等整備等助成事業

地域密着型サービス等整備助成事業

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合を含む）に対して支援を行う。

（対象となる施設等、補助単価）

施設種別	補助単価(千円)	単位
地域密着型特別養護老人ホーム（併設のショートステイを含む） 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530	整備床数
小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院	69,200	施設数
小規模な養護老人ホーム	2,960	整備床数
都市型軽費老人ホーム	2,210	整備床数
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、 看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330	施設数
認知症対応型デイサービスセンター、施設内保育施設	14,800	施設数

施設種別	補助単価(千円)	単位
介護予防拠点	11,000	施設数
地域包括支援センター	1,480	施設数
緊急ショートステイ	1,480	整備床数
生活支援ハウス	44,100	施設数

(空き家を活用した整備)

空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援

→ (対象施設)

認知症高齢者グループホーム

小規模多機能型居宅介護事業所

看護小規模多機能型居宅介護事業所

認知症対応型デイサービスセンター

(補助単価)

11,000千円/施設

(介護施設等の合築等)

他の施設等との合築・併設を行う場合、補助単価を加算

→ 各施設種別の補助単価×1.05

介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備

「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、**介護施設等の新規整備を条件に行う、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造等）・耐震化について補助する。（政令市・中核市のみ）**

（新規整備する介護施設等）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

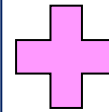
※ いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。

（補助要件等）

- 1の介護施設等の新規整備につき、1の広域型施設の大規模修繕・耐震化が対象。
- 新規整備する介護施設等と大規模修繕・耐震化する施設の場所は、同一敷地内や近隣に限定されない。
- 介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の整備主体は同一法人であること。
- 都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めること。介護施設等の創設と、広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。

（大規模修繕・耐震化する広域型施設）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム

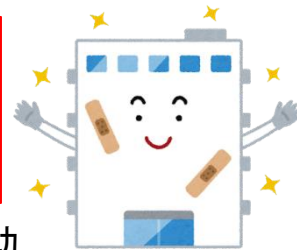


（補助単価）

1定員あたり

1,400千円

※ 県所管施設は県が補助



大規模修繕の定義

本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
①施設の一部改修	一定年数（おおむね10年、以下同じ）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
②施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
③施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
④避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
⑦消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
⑨施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
⑩その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

耐震化の定義

「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事をいう。

【耐震化の必要性の考え方】

国の管理運営要領には明確な基準が定められていないが、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する国土交通省の告示において、地震に対する安全性の指標は以下のとおり定められており、 I_s 値0.6未満、 I_w 値1.0未満の場合に耐震化の必要性があると判断できる。

○鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他

耐震構造指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
I_s 値が0.3未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
I_s 値が0.3以上0.6未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
I_s 値が0.6以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

○木造

耐震構造指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
I_w 値が0.7未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
I_w 値が0.7以上1.0未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
I_w 値が1.0以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。



(補助基準の考え方 (目安))

国の管理運営要領には明確な基準が定められていないため、厚生省社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（平成7年11月30日付け社援施第171号）」を参考とすると、以下のとおりとなる。

- (1) 原則として一施設の総事業費が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上。

$$\text{施設の延面積(基準面積)} \times 4,000\text{円}$$

ただし、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総事業費が100万円以上

- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
(3) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。



災害レッドゾーン・イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備

災害対策のための移転建替の支援として、一定の条件の下で、災害レッドゾーン※1・災害イエローゾーン※2に立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替にかかる整備費を支援する。**(政令市・中核市のみ)**

※1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）

※2 a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等（浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。）

(a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域

(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

(対象となる施設等、補助単価)

施設種別	補助単価(千円)	単位
特別養護老人ホーム（併設のショートステイを含む） ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530	整備床数
介護老人保健施設、介護医療院	69,200	施設数
養護老人ホーム	2,960	整備床数

※ 政令市・中核市所管施設は市が補助

(令和3年度以降の災害レッドゾーンにおける施設等の取扱い)

- ① 事業の選定に当たっては、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を他の事業より優先するよう配慮
- ② 災害レッドゾーンでの介護施設等の新規整備は、防災対策工事により、事業開始時点で災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き補助の対象外（安全上及び避難上の対策を補助の条件）

区域		指定	(参考) 行為規制等
災害	災害危険区域(出水等) ＜建築基準法＞	地方公共団体	・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。(法第39条第2項)
	土砂災害特別警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律(土砂法)＞	知事	・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途：住宅（自己用除く）、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
	地すべり防止区域 ＜地すべり等防止法＞	国土交通大臣、 農林水産大臣	・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ・のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）など
	急傾斜地崩壊危険区域 ＜急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律＞	都道府県知事	・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法第7条第1項) ・のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）など
	津波災害特別警戒区域 ＜津波防災地域づくりに関する法律(津波防災地域づくり法)＞	知事 市町の条例	・特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項)
災害	浸水想定区域 ＜水防法＞	(洪水) 国交大臣、知事 (雨水出水) 知事、市町長 (高潮) 知事	なし
	土砂災害警戒区域 ＜土砂法＞	知事	なし
	都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 ＜特定都市河川浸水被害対策法＞	国土交通大臣、 知事等	なし
	津波災害警戒区域 ＜津波防災地域づくり法＞	知事	なし

令和7年度からの追加事業について

① 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業

大都市で建替え用地が確保困難な老朽化施設等のため、建替え等の期間、公有地に代替施設を整備しサービスの継続を確保。

(※代替施設の整備補助対象は、市町に限る)

○補助対象: 特養、老健、介護医療院、養護、GH、ケアハウス、定巡、看多機、地域包括、施設内保育所、有料など

○補助単価: (例) 特別養護老人ホーム
5,530千円 / 整備床数

② 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

都市部で小規模施設を大規模施設へ増築・改築・創設・改修し、介護ニーズ増へ対応。

○補助対象: 小規模(29人以下) → 大規模(30人以上)の特養、老健、医療院、養護、ケアハウス、有料など

○補助単価: (例) 特別養護老人ホーム
5,530千円 / 整備床数

③ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業

人口減少地域で大規模施設の縮小(定員1割以上減等)を支援し、事業継続を確保。

(※ 離島、過疎、豪雪地帯、特定農山村等の中山間・人口減少地域の区域指定あり)

○補助対象: 30人以上 → 29人以下へ減少の特養、老健、介護医療院、養護、ケアハウス、定巡、有料、GH、看多機など

: 29人以下 → 定員1割以上減

: 定員の定め無し → 事業縮小

○補助単価: (例) 特別養護老人ホーム
5,530千円 / 整備床数

④ 介護施設等の集約・再編事業

高齢者増加の都市部等や、減の中山間・減少地域等で、複数施設を合築・統廃合し、将来の介護ニーズ変動に対応した再編を支援。

○補助対象: 特養、老健、医療院、養護、ケアハウス、有料、GH、小多機、定巡、小多機看多機など幅広い

○補助単価: (例) 特別養護老人ホーム
5,530千円 / 整備床数

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費（人件費、職員募集経費、備品購入費等）について支援を行う。

- 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床
- 介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）

<地域密着型施設等>

（対象施設等）

- ①地密特養（併設ショート含む）、小規模な老健、医療院、小規模なケアハウス（特定指定）、認知症GH、小多機、看多機、小規模な介護付きホーム
- ②定期巡回
- ③都市型軽費、養護
- ④施設型保育施設

（補助単価）

- ① 1,036千円／定員
- ② 17,400千円／施設
- ③ 520千円／定員
- ④ 5,200千円／施設

<広域型施設（政令市・中核市のみ）>

（対象施設等）広域特養、老健等
（補助単価）1,036千円／定員

- ※ 政令市・中核市のみ実施
- ※ 政令市・中核市以外の施設は県が実施

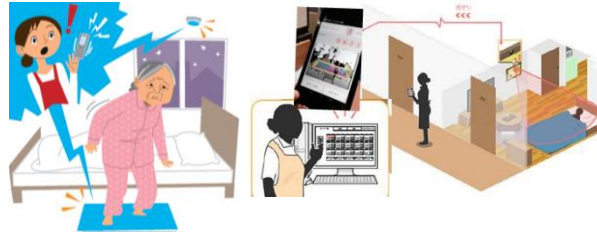
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援

介護現場の生産性向上を推進するため、**介護施設等の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造）の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を補助対象に追加する。**

（開設準備経費の補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）
- **大規模修繕時**

<例①：天井の内装改修や電気設備改造と見守りセンサー及びWi-Fi環境整備>



<例②：給排水設備の改造工事とロボット技術を用いた設置位置を調節可能なトイレ整備>



<例③：浴室の改修工事とロボット技術を用いた浴槽の出入り動作の支援機器整備>



（大規模修繕時の開設準備経費の補助単価）

（広域型）（政令市・中核市のみ）

特養、老健、介護医療院等：1定員あたり 520千円

（地域密着型）

特養、認知症GH等：1定員あたり 520千円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：1施設あたり 8,640千円

都市型軽費老人ホーム・養護老人ホーム：1定員あたり 260千円

施設内保育施設：1施設あたり 2,600千円

（補助要件等）

○ 補助対象経費は、「介護業務における介護テクノロジー導入支援事業」において対象となっている機器等を導入するために必要な経費。

（なお、介護ロボット・ICT以外の設備整備、人材募集・研修に係る経費等は対象外。）

○ 「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」と併せた補助実施も可能。

○ 事業実施に当たっては、導入計画の策定・導入効果の報告が必要。（介護業務における介護テクノロジー導入支援事業を準用）

対象となる大規模修繕

対象となる大規模修繕は以下のとおり。整備補助を受ける・受けないは問わない。

	整備区分	整備内容
対象	①施設の一部改修	一定年数（おおむね10年、以下同じ）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
	②施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
対象	③施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
	④避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
	⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
	⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
	⑦消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地帯に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
	⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
	⑨施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
	⑩その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

※ 大規模修繕の事業費の規模は、原則として「施設の総事業費が「施設の延面積(基準面積) × 4,000円」以上（1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上）」

* 厚生省社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（平成7年11月30日付け社援施第171号）」を参考。

介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点(通いの場等)における防災意識啓発の取組支援

市区町村が地域住民の予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、新たな地域コミュニティの構築を支援するため、**介護予防拠点(通いの場等)における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な設備、出前授業の開催に係る経費について補助する。**

(実施主体)

市区町村

(市区町村の助成により事業者が事業を実施する場合も可)

(補助単価)

1か所あたり

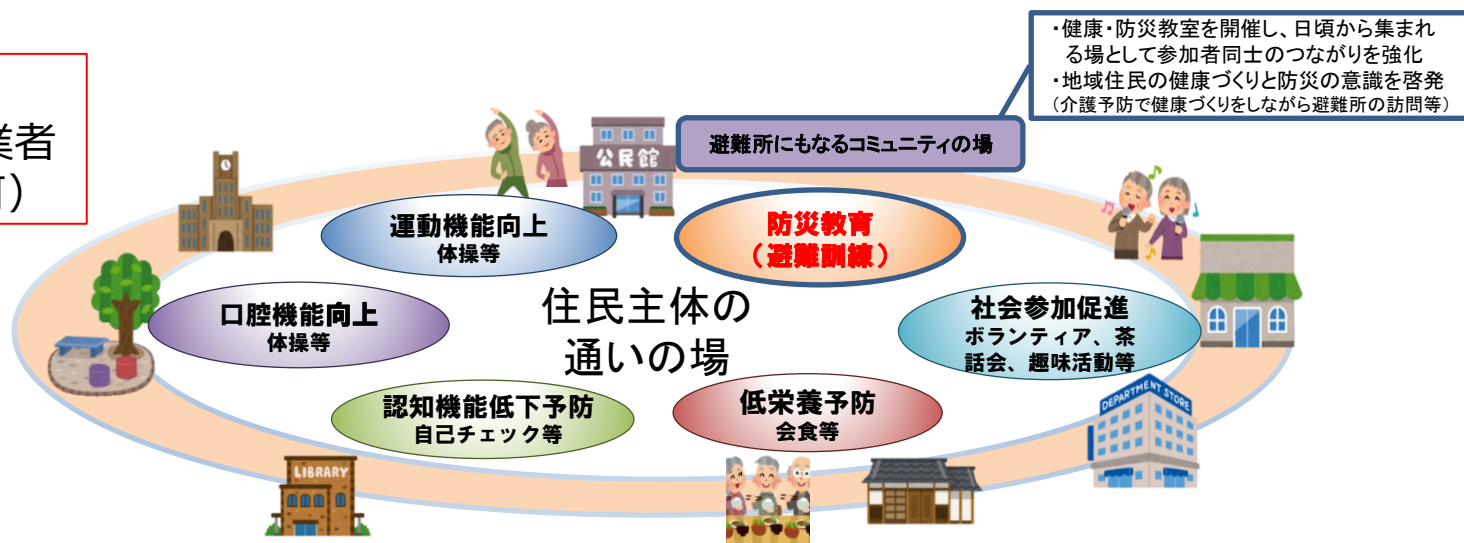
124千円

(補助対象経費)

- 介護予防拠点における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費
(例：予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費)
- 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費

(補助要件等)

- 購入備品を予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する(例：歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る)等の事業実施は必須。
- 補助は、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回限りとする。
- 介護予防拠点が、既存メニューの施設整備費の補助を受けているかは問わない。



定期借地権設定のための一時金の支援事業

定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援

（対象施設等）

【広域施設】

特養（併設ショートを含む）、老健、医療院、
ケアハウス（特定の指定を受けるもの）養護、
介護付きホーム（特定の指定を受ける有料又はサ高住）

【地域密着型施設等】

地密特養（併設ショートを含む）、・小規模老健、
小規模医療院、小規模ケアハウス（特定の指定を受けるもの）、
認知症高齢者GH、小多機、看多機、都市型軽費、
小規模養護、施設内保育施設、
小規模な介護付きホーム（特定の指定を受ける有料又はサ高住）

【合築・併設施設】

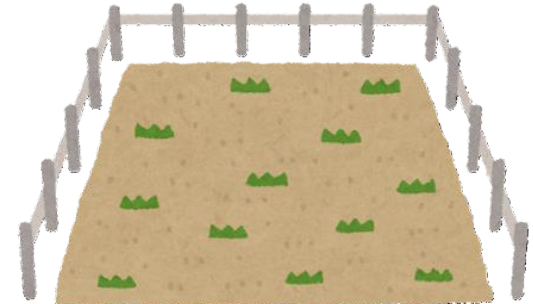
定期巡回、認知症デイ、介護予防拠点、
地域包括支援センター、生活支援ハウス、
緊急ショートステイ

（補助基準額）

路線価の2分の1と対象経費を
比較して低い方の額

（補助率）

2分の1

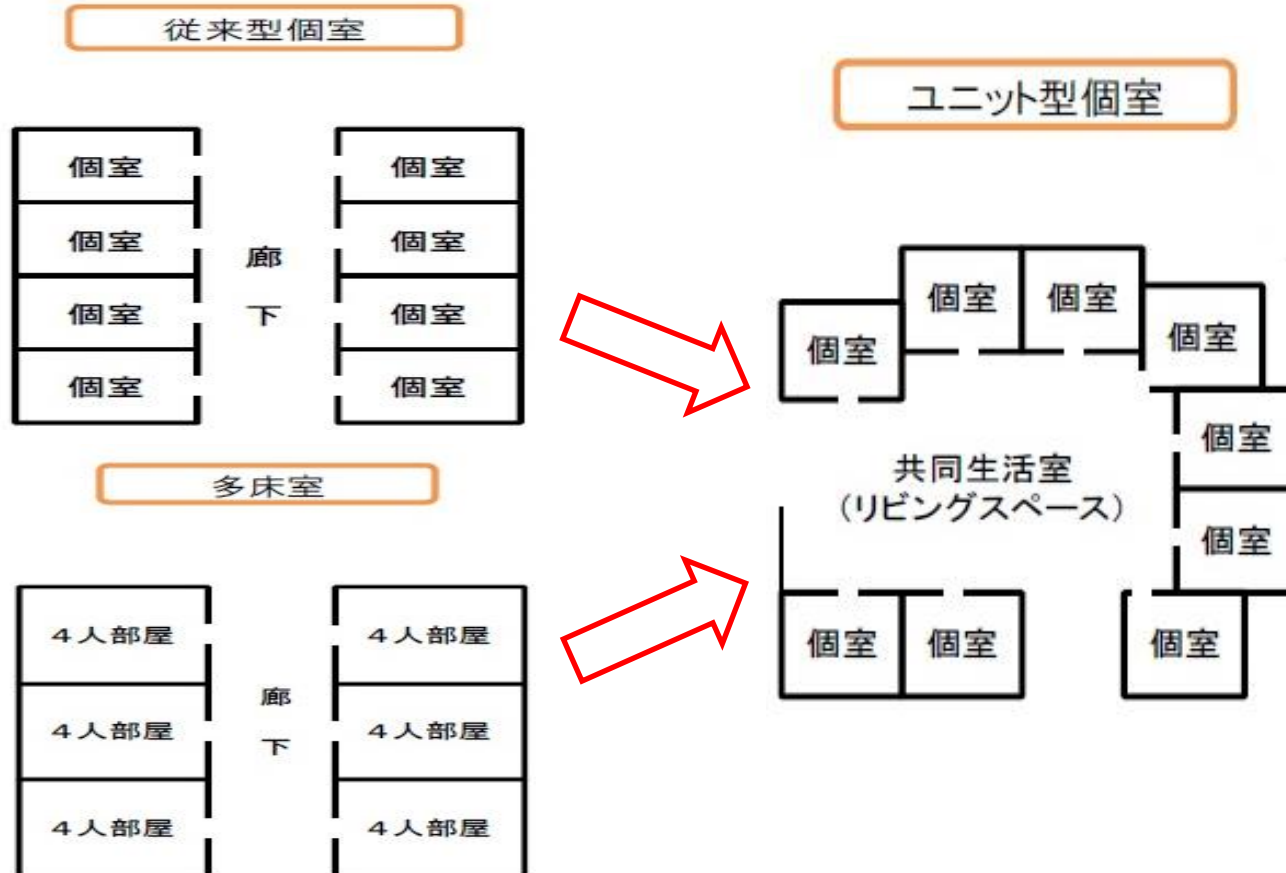


既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援を行う。

（対象施設）（ア）特別養護老人ホーム （イ）介護老人保健施設 （ウ）介護医療院
（エ）介護老人保健施設、ケアハウス、特別養護老人ホーム、介護医療院、
認知症高齢者グループホーム



（補助単価）

1 定員あたり
個室→ユニット化
1,480 千円
多床室→ユニット化
2,960 千円

特養及び併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援

居住環境の質を向上させるために行う多床室のプライバシー保護のための改修について、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室が補助対象に。

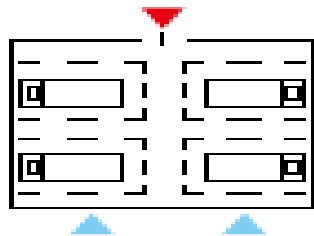
(補助対象施設)

- 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
※ いずれも定員規模は問わない。

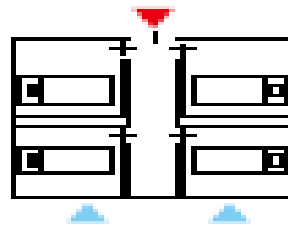
(補助単価)

1 定員あたり 906 千円

カーテン等で仕切られているタイプ。個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない。



天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。



(補助要件等)

- 改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認める。
- 1人当たりの面積基準は設けないが、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たすこと。
- 既に特養のプライバシー保護改修を実施済みの場合、併設されるショートステイ用居室のみ改修することも可能。

介護施設等における看取り環境整備推進

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、**看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備について補助する。**

(補助対象施設等)

- 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - 養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
 - 認知症高齢者グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護事業所
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

(補助要件等)

- 整備を行う個室は、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保すること（施設の状況に応じて、様々な改修が考えられるため、個室の床面積基準は設けない）。
- 整備した個室は、看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

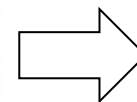
(補助単価)

1 施設あたり

4, 330 千円



<改修前の例>



<改修後の例>



共生型サービス事業所の整備推進

平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備の推進を図り、障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。**

(補助対象事業所)

- 通所介護事業所（地域密着型を含む）
- 短期入所生活介護事業所（介護予防を含む）
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(補助単価)

1事業所あたり

1,290千円

(補助要件等)

- 共生型サービスの指定を受けた事業所（本補助事業完了までに指定を受ける見込みの既存事業所及び新規整備する事業所を含む）。

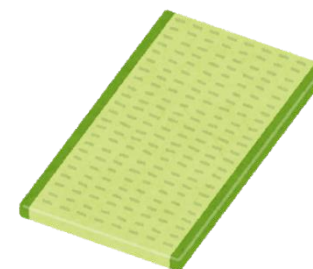
<改修の例>

麻痺がある方に対応するため、階段手すりの設置、段差解消の通路改修、浴室・トイレ・水道改修（障害特性により蛇口が扱いづらい方のため、蛇口の形を変える）



<設備購入の例>

頭部保護のためのヘッドギアや地べたで過ごすことが多い方に対応するための畳、エアマット等の購入。



民有地マッチング事業

民有地マッチング事業

土地等所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

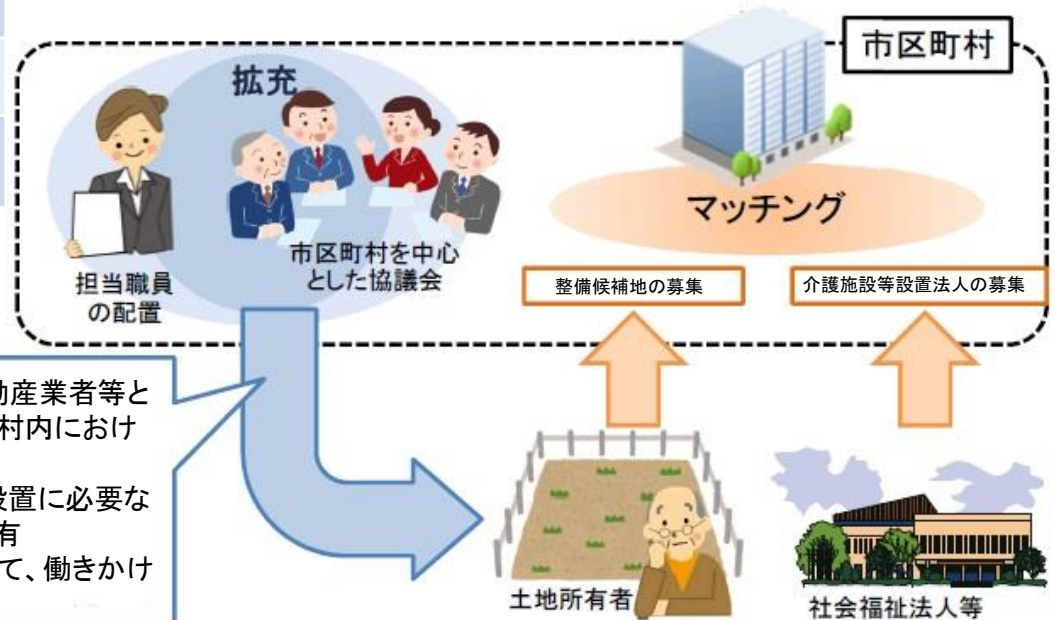
また、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や専任の担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う市町について支援する。

区分	補助基準額	単位
土地所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,930千円	市町
整備候補地等の確保支援	5,670千円	市町
地域連携コーディネーターの配置支援	5,540千円	1か所

(対象経費)

民有地マッチングを実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等

- 地域の不動産の情報を持つ不動産業者等と情報の共有を行うことで、市区町村内における活用可能な物件を把握
- 不動産業者等と介護施設等の設置に必要な手続きや助成制度等について共有
- 把握された物件の所有者に対して、働きかけ



介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

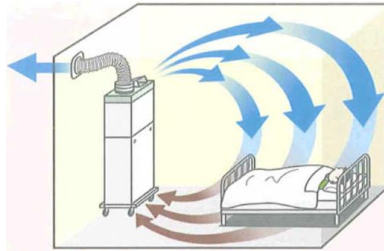
介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助

※ 換気設備の設置は、令和3年度に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金へ移管

※ 居室で使用するものに限るものとし、面会室等、入居者の居室に関わりのない場所での使用は認めない

(補助対象施設等)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- 生活支援ハウス



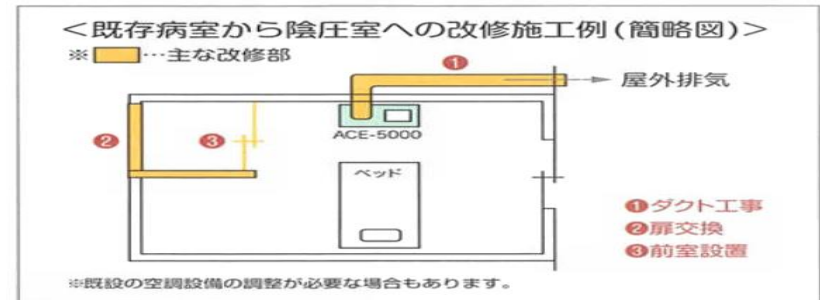
(補助単価)

534万円×必要台数（定員が上限）

※ 毎年少数台数を申請する等、必要台数の計上として合理的とは判断し難い場合は、対象外

(補助率)

1 / 3



高齢者施設の感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点から、生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等の整備の支援を行う

- ① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング
- ② 従来型個室・多床室のゾーニング（感染者と非感染者の動線分離を目的としたもの）
- ③ 家族面会室の整備等

(補助単価)

(補助率)

- ① 124万円/箇所
- ② 741万円/箇所
- ③ 433万円/施設

1 / 3

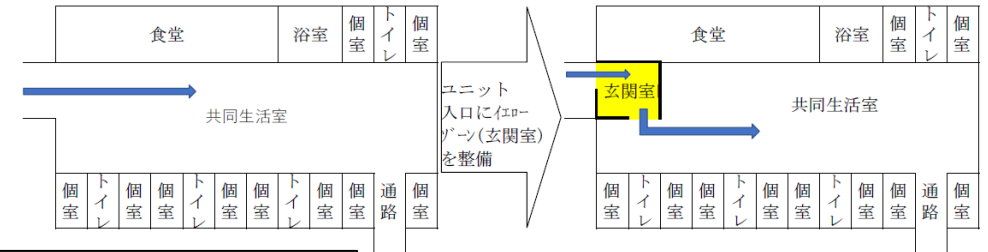
(補助対象施設等)

- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- 短期入所生活介護事業所
- 短期入所療養介護事業所
- 生活支援ハウス

① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング

<現状>

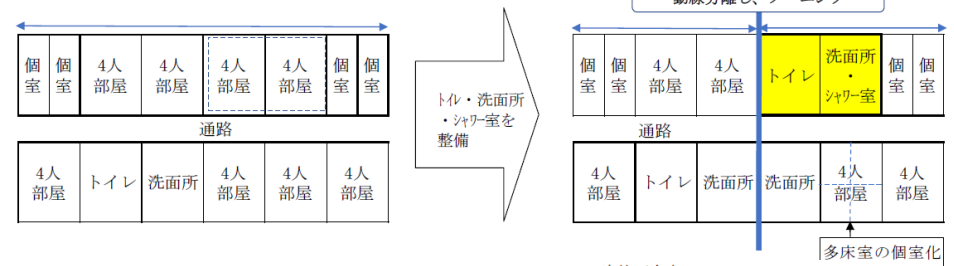
<今後>



② 従来型個室・多床室のゾーニング

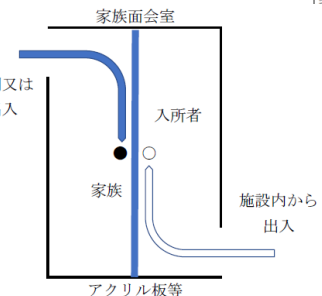
<現状>

<改修後>



③ 家族面会室の整備

施設内の玄関又は外部から出入



(整備内容の適否の具体例) ※ 現時点の県の考え方。今後、厚生労働省の考え方の整理により、内容に変更が生じる場合がある。

区分	整備内容	適否
ユニット型の 玄関設置	ユニット型以外の施設における、防護服着脱のためのスペースの確保の整備	×
	ユニット間の区画が不完全(ユニット間に壁が天井までない)なため、ユニット間に壁を設置し、区画をするための改修	×
	1ユニットの施設等、ユニットの外が屋外となる施設における、出入り口に防護服の着脱スペース等を設置	×
従来型の ゾーニング	廊下に複数か所パーティションを設置して、廊下を区画(レッドゾーン等を設けるわけではなく、動線も分断されていない)	×
	フロアを左右で異なる動線にするため、左右を分断するためのパーティションの設置	○
	フロアを左右で異なる動線にするため、左側のフロアに設置されていないトイレや浴室等を新たに設置	○
家族面会室 の整備等	家族が施設の外から直接出入りが可能になるよう、外壁の一部を取り壊して出入り口を設置	○
	面会室を施設内の奥深くに設置(面会室までの動線上に、入居者の生活空間(居室・食堂等)があり、動線が入居者と区分されていない(入居者と廊下で行き違う))	×
	家族面会室の外の廊下で、入居者と家族が接触しないよう、家族面会室の外でのゾーニング費用(パーティションの設置等)	○
	既存の家族面会室の空調設備・換気設備の設置(工事の伴うもの)	○
	既存の家族面会室の空調設備・換気設備の設置(テント式等の取り外し可能なもの)	×
	家族面会室に設置する備品(アクリル板、カウンター、椅子、机等)の購入	○
	家族面会室に設置する通信工事(電話機、Wi-Fiルーター)	×
家族面会室に設置するアルコール消毒液等の消耗品費	×	

多床室の個室化に要する改修費(国交付金から移管)

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する。

※ 令和3年度に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金から移管

■補助内容

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化(※)に要する改修費について補助

※可動の壁は可

※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

■補助対象施設

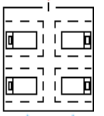
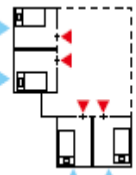
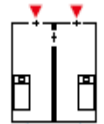
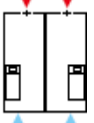
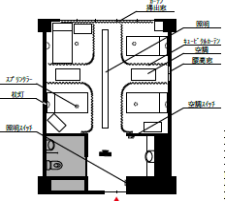

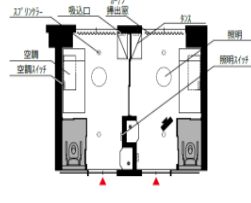
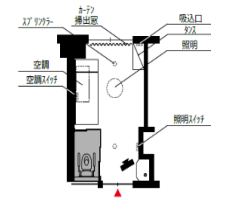


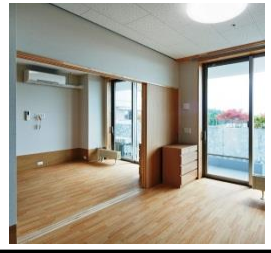

入所系の介護施設・事業所

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、
有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、
老人短期入所施設、
小規模多機能型居宅介護事業所、
看護小規模多機能型居宅介護事業所

■補助率 **1/3**

■補助上限額 **1定員あたり122万円**

※機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

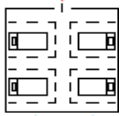
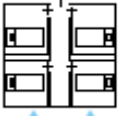
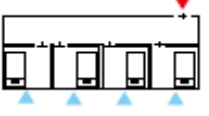
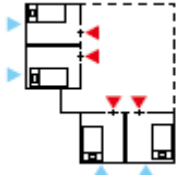
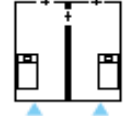
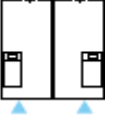
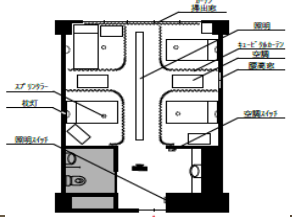
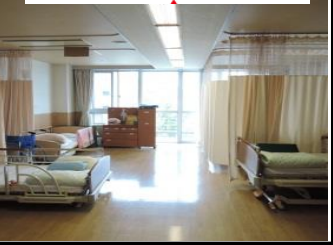
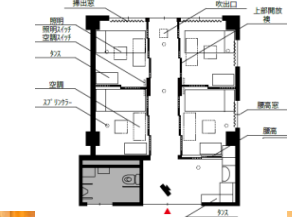

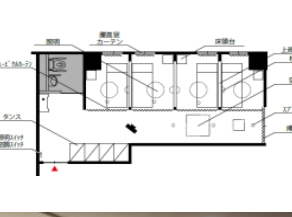

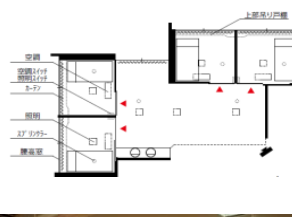

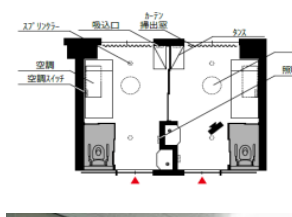

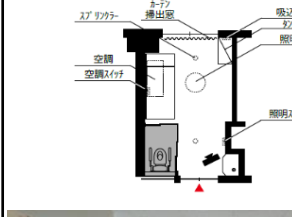

多床室	多床室	多床室	個室
<p>カーテン等で仕切られているタイプ。 個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない</p> 	<p>個室的多床室タイプ。 壁は天井まで達している。</p> 	<p>個室に準ずるタイプ。 2床室を天井まで達した壁で仕切り、扉を設けて出入りを可能にしている。</p> 	<p>個室タイプ。</p> 
			
			

(対象となる整備)

- 多床室について、以下のD、E、Fタイプへ改修を行う場合を補助対象として想定。
- 感染拡大防止を図るためには、感染が疑われる者を空間的に分離することが有効であることから、多床室の一部のみ(例：1居室の4床のうち、2床のみ)を個室化改修することは認められない。

物理的要素	コントロール対象	Aタイプ(多床室)	Bタイプ(多床室)	Cタイプ(多床室)	Dタイプ(多床室)	Eタイプ(多床室)	Fタイプ(個室)
カーテンがある	個人の領域の表明	●	◎	◎	◎	◎	◎
間仕切りがある	個人の領域の表明		●	●	●	●	●
扉がある	廊下等からの視線の遮断		●	◎	●	●	●
窓がある	採光等の取入れ			●	●	●	●
間仕切りが天井まである	温度・臭気等を保つ				●	●	●
扉に鍵がある	出入りの調整					●	●

●・・・コントロールできているもの ◎・・・物理的要素はないが他の要素で補っているもの

<p>カーテン等で仕切られているタイプ。 個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない。</p> 	<p>天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。 外気・外光を取り入れる窓が窓際2床に限られている。</p> 	<p>ベッドを並べるタイプ。 各床には窓があるが、壁は天井まで達していない。</p> 	<p>個室の多床室タイプ。 壁は天井まで達しているが、専有面積は小さい。</p> 	<p>個室に準ずるタイプ。 2床室を天井まで達した壁で仕切り、扉を設けて出入りを可能にしている。</p> 	<p>個室タイプ。</p> 
 	 	 	 	 	 

介護職員の宿舎施設整備事業

介護職員の宿舎施設整備

介護人材（外国人を含む）を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員（職種は問わず、幅広く対象）用の宿舎を整備する費用の一部を補助**することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。

（補助対象施設等）

- 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
 - 認知症高齢者グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護事業所
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 介護付きホーム（有料又はサ高住宅であって、特定の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

（補助基準額）

- 宿舎の定員規模や設備、居室類型は問わない。
- ただし、補助対象となるのは、補助対象施設等（建築中を含む）の職員数分の定員規模までであって、1 定員あたりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む）33㎡以下とする。
- 土地の買収や整地費用、設備整備に係る経費は対象外。

（整備方法）

- 新築のほか、既存建物を買収した整備（新築より効率的な場合に限る）、既存建物を改修した整備も対象。
- 土地所有者が補助対象施設等の運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象。（オーナー型）

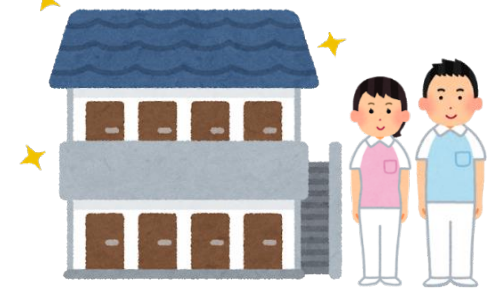
（補助要件等）

- 宿舎の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとする。
- 宿舎の設置場所は、施設等の敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- 宿舎の入居者は、補助対象施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、宿舎の定員規模の2割以内において、職員の家族等や介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サ高住を含む）の職員の利用も可能。

（補助率）

1 宿舎あたり

1 / 3



3 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**スプリンクラー**設備等の整備、**大規模修繕等**、**非常用自家発電・給水**設備の整備、**水害対策強化**、**ブロック塀**等改修、**換気**設備設置の対策を講じる。

① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模ケアハウス、小規模有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、宿泊サービスの提供を行う地域密着型通所介護事業所・認知症対応型通所介護事業所、生活支援ハウス（高齢者生活支援センター）	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 10,460円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 10,460円/㎡+2,630千円/施設 ○自動火災報知設備 1,170千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 351千円/施設（500㎡未満）	なし

② 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電機設備の設置も含まれる。

施設種別	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	16,600千円/施設	800千円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		8,330千円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業・国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

○ 社会福祉連携推進法人等の老朽化した広域型施設の大規模修繕等及び国土強靱化対策と一体的に行う老朽化した広域型施設の大規模修繕等を促進

	施設種別	補助率	上限額	下限額
社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕支援事業	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2、自治体 1/4、事業者 1/4	総事業費66,400千円/施設	なし
国土強靱化対策化対策と一体的に行う大規模修繕支援事業		国 1/3、自治体 1/3、事業者 1/3	総事業費31,400千円/施設	なし

④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業・水害対策強化事業

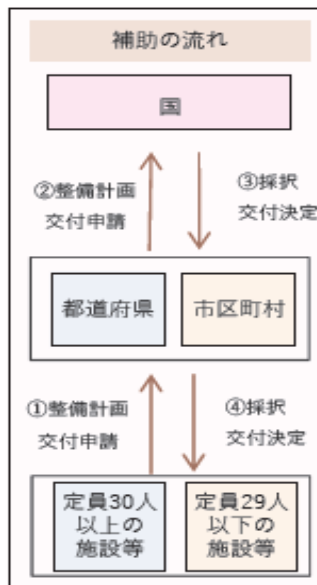
○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

	施設種別	補助率	上限額	下限額
非常用自家発電設備整備事業	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費5,000千円/施設
水害対策強化事業				なし
給水設備整備事業	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模介護医療院、小規模ケアハウス、小規模養護老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等			なし

⑤ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業・高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修及び感染リスクの低減のため、換気設備の設置等を促進

	施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,310円/㎡	なし



社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

高齢者施設の老朽化に伴う大規模修繕等に必要な費用の補助を行う。

(補助目的)

高齢者施設における利用者等の安全・安心を確保する。

(補助要件)

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は令和4年4月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限る。

(補助対象事業)

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

※一定年数はおおむね10年とする。

国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

高齢者施設の老朽化に伴う大規模修繕等に必要な費用の補助を行う。

(補助目的)

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組と一体的に行う老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕等の取組等を支援する

(補助要件)

国土強靱化対策事業※と一体的に行う大規模な修繕等を実施する。

※「高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業」及び「高齢者施設等の水害対策強化事業」が該当

(補助対象事業)

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

※一定年数はおおむね10年とする。

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

高齢者施設等において、災害により長期の停電等が発生した場合であっても、その機能を維持するために必要な電源を確保するための非常用自家発電設備の整備に必要な費用の補助を行う。

(補助目的)

介護施設が、災害時に施設機能を維持するための電力を自力で確保できるようにする。

(補助要件)

次に掲げる全ての要件を満たす非常用自家発電設備（燃料貯蔵用のタンクを含む。）を整備するものであること

(a) 専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの

(b) 電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過した設備の更新及び受水槽の容量の増加のための改造等を含む

なお、非常用自家発電設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とする。

※1 平時を含めた使用が想定される設備は対象外。特に、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、平時における使用が想定されるだけでなく、以下①、②より対象外

① 天候等により非常時において安定的に使用できないことが想定されること

② 他の福祉施設(子ども・障害)との整理で横並びを取っていること

※2 可搬型(ポータブル)の非常用自家発電設備は、施設に設置する工事が伴わない場合は対象外



(非常用自家発電設備)

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

(補助対象施設等 (非常用自家発電))

定員規模	施設種別	補助率	上限額	下限額	実施主体
定員29人 以下	地密特養 (併設ショートは除く)、 小規模老健、小規模ケアハウス、 小規模医療院	定額補助	16,600千円/施設	無し	市町 (指定都市・ 中核市を含む)
	小規模養護、認知症GH、 小多機 等		8,330千円/施設		
定員30人 以上	特養 (併設ショートは除く)、老健、 軽費、養護、医療院	国1/2 自治体1/4 事業者1/4	無し	総事業費 5,000千円/施設 (ただし、燃料タンクを除く)	県 指定都市 中核市

※ 非常用自家発電、給水設備ともに、併設するサービスとの間で事業費按分をする必要があるので留意

高齢者施設等の給水設備整備事業

高齢者施設等において、災害等により長期の断水等が発生した場合であっても、その機能の維持に必要な水を確保するための給水設備の整備に必要な費用の補助を行う。

(補助目的)

介護施設が、災害時に施設機能を維持するための水を自力で確保できるようにする。

(補助要件)

次に掲げる全ての要件を満たす給水設備（受水槽及び地下水利用のための設備（ろ過設備等）であって、停電時等でも一定の利用が可能であり、長期の断水に備え、備蓄用の飲料水の確保状況も踏まえつつ、3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるものをいう。）を整備するものであること。

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過した設備の更新及び受水槽の容量の増加のための改造等を含む。

なお、給水設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とする。

定員規模	施設種別	補助率	上限額	下限額	実施主体
定員29人以下	地密特養（併設ショートは除く）、小規模老健、小規模ケアハウス、小規模医療院、小規模養護、認知症GH、小多機 等	国1/2 自治体1/4 事業者1/4	無し	無し	市町 (指定都市・中核市を含む)
定員30人以上	特養（併設ショートは除く）、老健、軽費、養護、医療院	国1/2 自治体1/4 事業者1/4	無し	総事業費 5,000千円/施設	県 指定都市 中核市

高齢者施設等の水害対策強化事業

高齢者施設等の水害対策のための垂直避難エレベーター、スロープ、避難スペース確保等の改修工事等にかかる費用の補助を行う。

(補助目的)

大雨等により、発生し得る災害に備えて、高齢者施設等の利用者が、円滑で安全な避難ができるような施設整備を行うことで、有効な避難手段の確保と避難自体に要する時間の短縮を図る。

(施設の水害対策のための工事・設備 (例))

- ・エレベーターの設置工事
 - ・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープ設置工事
 - ・施設で利用者や職員が避難できるようなスペース確保のための改修工事
 - ・非常用自家発電設備装置等の電気設備を水害から守るために、設備を屋上等に移設するための工事
 - ・施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事など
- ※事業者の事業内容が水害対策に資するかどうか判断できない場合は、防災部局と適宜調整すること。

定員規模	施設種別	補助率	上限額	下限額	実施主体
定員29人 以下	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	16,600万円/施設	総事業費 80万円/施設	市町 (指定都市・ 中核市を含む)
	小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等		8,330千円/施設		
定員30人 以上	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国1/2 自治体1/4 事業者1/4	無し	無し	県 (指定都市・ 中核市を含む)

※ 併設するサービスとの間で事業費按分をする必要があるので留意

高齢者施設等の水害対策強化事業

(補助対象となる地域①)

原則、下表の地域に所在する高齢者施設等が対象。

区域	指定	(参考) 行為規制等
災害危険区域(出水等) ＜建築基準法＞	地方公共団体	・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。(法第39条第2項)
土砂災害警戒区域 ＜土砂法＞	知事	なし
土砂災害特別警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律(土砂法)＞	知事 ※制限用途：住宅	・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) (自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
地すべり防止区域 ＜地すべり等防止法＞	国土交通大臣、 農林水産大臣	・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ・のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)など
急傾斜地崩壊危険区域 ＜急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律＞	知事	・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法第7条第1項) ・のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)など
津波災害警戒区域 ＜津波防災地域づくり法＞	知事	なし
津波災害防災特別警戒区域 ＜津波防災地域づくりに関する法律(津波防災地域づくり法)＞	知事 市町の条例	・特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項)

高齢者施設等の水害対策強化事業

(補助対象となる地域②)

区域	指定	(参考) 行為規制等
浸水被害防止区域 ＜特定都市河川浸水被害対策法＞	知事	・開発行為のうち政令で定める土地の形質の変更を伴うものであって当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをする者は、あらかじめ、当該特定 開発行為をする土地の区域に係る都道府県の長の許可を受けなければならない。(法第57条第1項)
都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 ＜特定都市河川浸水被害対策法＞	国土交通大臣、 知事等	なし
浸水想定区域 ＜水防法＞	(洪水) 国土交通大臣、知事 (雨水出水) 知事、市町長 (高潮) 知事	なし

高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

風通しの悪い空間（施設の構造や立地等により十分な換気が行えない場合）は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置に必要な費用について補助 ※ 令和3年度に基金事業から移管

（補助対象施設等）

- 特別養護老人ホーム（併設の老人短期入所施設を含む）
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム
- 老人短期入所施設

（補助実施主体）

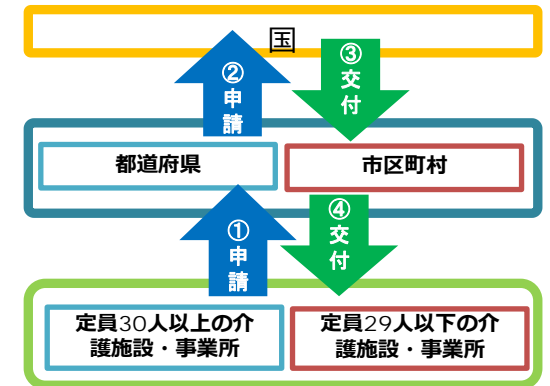
広域型施設（定員30人以上）・・・県（指定都市・中核市を含む）
地域密着型・小規模型施設・・・市町（指定都市・中核市を含む）
（定員29人以下）



（補助単価）

4,310円/㎡（居室面積）

■ 補助の流れ



- 現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合には補助対象外
- ※ 改正建築基準法（H15年7月1日施行）では、全ての居室への換気設備の設置が義務づけられており、また、建築基準法第28条から、窓（またはその他の開口部）が無い居室は通常想定されないため、大部分の施設は、上記の前提条件に該当しない。
- ＜補助が想定される事例＞
 - ・窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち、全く風が抜けない
 - ・火山灰が降る等、周辺の環境により、常時窓を開けることが困難である場合 等
- エアコンは補助対象外（一般的に換気機能を有していないため。換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものは補助対象外。）